

保護者の皆様へ

春日井市立高座小学校長
藤田 浩 実

災害発生時（風水害・大規模地震等）における緊急対応について

風水害や大規模地震などの災害発生時や警報発令時には、高座小学校では児童の安全確保のために、春日井市の通知などをもとにして、下記のように対応いたします。ご確認いただき、いざというときに迅速に対応できますように、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

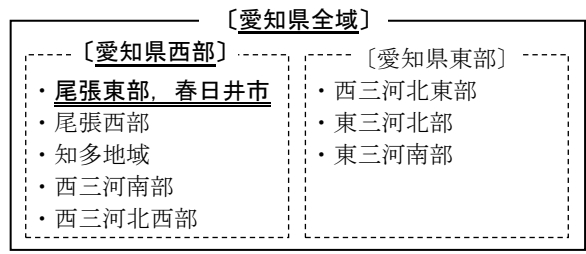
記

1 暴風警報が発令された場合〔愛知県全域または愛知県西部または尾張東部または春日井市〕

(1) 登校前に、暴風警報が発令されている場合

- ア 登校させないで下さい。
- イ 暴風警報が午前7時までに解除された場合は、平常通り授業を行います。
- ウ 暴風警報が午前7時から午前11時までに解除された場合は、第5時限目の授業から行います。通常の通学班の集合時刻の5時間後（7時45分集合の場合は、12時45分）に、通学班の集合場所に集合して登校してください。

暴風警報等の情報は、テレビ・ラジオ等で確認してください。春日井市は、「愛知県全域」「愛知県西部」「尾張東部」に発令された場合が該当になります。



- エ 暴風警報が午前11時を過ぎても解除されない時は、当日の授業を中止します。
- ※ 通学路の冠水・河川の増水により登校が危険なときは登校させないでください。

給食の取り扱いについて		
暴風警報の解除	授 業	食 事
午前7時までに解除	平常通り授業を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日に給食中止が決定している → 弁当持参 ○ 前日に給食中止が決定していなかった → 給食実施
午前7時から午前11時までに解除	第5時限目から授業開始	○ 家庭で昼食
午前11時以降	休校	○ 家庭で昼食

(2) 在校時に暴風警報が発令された場合

- ア ただちに授業を中止して、安全確認後、緊急下校カードに基づき通学団で下校させますので、ご家庭で児童を迎えてください。なお、「学校での児童引き渡し」のご家庭は、速やかに学校まで迎えに来てください。（体育館で引き渡します）
- ※ 学校周辺の道路の混雑、電話の混乱等が予想されます。自動車によるお迎え・学校への電話連絡は、控えてください。
- イ 児童の帰宅が困難であると認めた場合、また戸外の通行が危険と判断した場合は、教室で待機させますので、学校まで迎えに来てください。（教室で引き渡します）

2 大雨警報や洪水警報が発令された場合

- (1) 原則として登校させて下さい。ただし、通学路が冠水したりして、通行不能や危険な状態である場合は、保護者の方の判断で学校への登校を差し控えて下さい。なお、このような場合は、PTA地区連絡網の連絡係や近所の方で、速やかに異常の場所や危険と思われる状況を学校へ電話でご連絡下さい。

高座小学校の電話番号 **51-0077**

※ 例外的な取り扱い（市教育委員会が決定）

- ・ 前日に休校を決定 … 台風の強さや進路からみて翌日の登下校に危険が及ぶと予想されるとき
- ・ 当日午前7時に休校を決定 … 午前11時までには暴風警報が解除される見込みのないとき
- ・ 例外的な扱いの休校の決定は、文書、緊急メール、ホームページにより各家庭に連絡します。（緊急メールは、停電等によるシステムダウンによりできない場合もあります。）

3 大規模地震が発生し通信が不可能な場合、
東海地震注意情報または東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合

- (1) 在宅時（登校前）に、大規模地震が発生し通信が不可能な場合や「東海地震注意情報・予知情報」が発表された場合は、休校としますので登校させないで下さい。（児童が勝手に外出するなど危険なことがないようご留意ください。）
- (2) 在校中に、大規模地震が発生し通信が不可能な場合や「東海地震注意情報・予知情報」が発表された場合は、当日の授業を中止し、運動場（教室）で待機させますので、保護者の方は、状況を把握したら、できるだけ早く学校まで迎えに来てください。（そのような場合は、緊急メールなど学校からの連絡は“できない”と想定してください。）
- (3) 引き渡しについて

- ① 学級担任が、直接保護者に引き渡します。（運動場あるいは教室）
- ② 保護者が迎えに来られない場合は、代替引取人に児童を引き渡します。代替引取人については、児童が顔や名前を必ず知っている方にお願いしてください。
- ③ 保護者または代替引取人が迎えに来るまで、児童は学校留め置きとなります。

※ 参 考

◎ 東海地震情報は、気象庁より次の3段階で発表されます。

情報	東海地震観測情報発表	東海地震注意情報発表	東海地震予知情報発表 ＜同時に、「警戒宣言」が発令される＞
発表判断基準	地震観測データに異常が現れたが、前兆現象かどうか直ちに判断できない場合	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合	東海地震の発生のおそれありと認められた場合 (警戒宣言…2～3日、または数時間以内にマグニチュード8程度の大地震が発生するという警告)
社会の状況	しばらく様子を見る	電気ガス水道使用可 電話使用可 公共交通機関通常運行 道路通常通行可 店舗平常営業 病院外来診療制限 児童の安全を考慮し帰宅	電気ガス水道は使わない 電話使用可だが規制の可能性大 公共交通機関運行中止 道路は避難路確保のため交通規制 店舗営業中止(耐震性建物は営業可) 病院外来診療中止 学校は閉校

★ 電話や緊急メールが不通になる場合は、NTTの災害用伝言ダイヤル(171)を使用して、学校からの伝言を聞いてください。

災害伝言ダイヤル（171）で学校からの伝言を聞く方法

忘れてイナイ(171)?

① 『171』をダイヤルする。

〈ガイドンス〉



こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。
録音される方は『1』，再生される方は『2』，
暗証番号を利用する録音は『3』，暗証番号を利用
する再生は『4』，をダイヤルしてください。

② 『2』をダイヤルする。

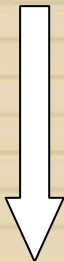
〈ガイドンス〉



被災地の方はご自宅の電話番号，または連絡を取り
たい被災地の方の電話番号を，市外局番からダイ
ヤルしてください。被災地以外の方は，連絡を取り
たい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤ
ルしてください。

③ 『0568-51-0077』（高座小学校の電話番号）をダイヤルする。

〈ガイドンス〉



電話番号『0568-51-0077』の伝言を
流します。
プッシュ式の電話機をご利用の方は，数字の『1』
のあと#（シャープ）を押してください。ダイヤル
式の方は，そのままお待ちください。




④ 『1#』を押す。

〈伝言例〉

こちらは高座小学校です。子どもたちは，全員無事です。
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
どなたか学校まで，お迎えをお願いします。なお，体育館が避難場所として開放されています。

- ◆ 災害用伝言ダイヤルは，災害時にしか使用できませんのでご注意ください。（使用開始については，テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて通知されます）
- ◆ 災害用伝言ダイヤルは，NTT加入電話（プッシュ回線，ダイヤル回線），公衆電話，ISDN，携帯電話・PHSや一部のIP電話から利用できます。
- ◆ 学校の被害状況により，上記の電話類が使用できず，学校の伝言が録音できない場合がありますので，ご了解ください。

災害時（風水害大規模地震等）の緊急対応について

	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模地震が発生し通信が不可能な場合、 ● 東海地震注意情報または東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴風警報が発令された場合 〔愛知県全域または愛知県西部または尾張東部または春日井市〕 												
<p>登校前</p> 	<p>◆ 登校させないでください。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>暴風警報の解除</th> <th>授 業</th> <th>食 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前7時までに解除</td> <td>平常通り授業を実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前日に給食中止が決定している→弁当持参 ○ 前日に給食中止が決定していなかった→給食実施 </td> </tr> <tr> <td>午前7時から午前11時までに解除</td> <td>第5時限目から授業開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭で昼食 (通常の通学班の集合時刻の5時間後(7時45分集合の場合は、12時45分)に、通学班の集合場所に集合して登校してください。) </td> </tr> <tr> <td>午前11時以降</td> <td>休校</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭で昼食 </td> </tr> </tbody> </table>	暴風警報の解除	授 業	食 事	午前7時までに解除	平常通り授業を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日に給食中止が決定している→弁当持参 ○ 前日に給食中止が決定していなかった→給食実施 	午前7時から午前11時までに解除	第5時限目から授業開始	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭で昼食 (通常の通学班の集合時刻の5時間後(7時45分集合の場合は、12時45分)に、通学班の集合場所に集合して登校してください。) 	午前11時以降	休校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭で昼食
暴風警報の解除	授 業	食 事												
午前7時までに解除	平常通り授業を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日に給食中止が決定している→弁当持参 ○ 前日に給食中止が決定していなかった→給食実施 												
午前7時から午前11時までに解除	第5時限目から授業開始	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭で昼食 (通常の通学班の集合時刻の5時間後(7時45分集合の場合は、12時45分)に、通学班の集合場所に集合して登校してください。) 												
午前11時以降	休校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭で昼食 												
<p>在校時</p> 	<p>◆ 保護者または代替引取人が迎えに来てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 代替引取人については、児童が顔や名前を必ず知っている方をお願いしてください。 ○ 待機場所は、運動場か教室です。 ○ 迎えがあるまで、児童は学校に留め置きます。 	<p>◆ ただちに授業を中止して、安全確認後、緊急下校カードに基づき通学団で下校させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急に通学団下校をする場合は、緊急メールで連絡します。 												
<p>登下校中</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 登校時は、学校に避難してください。 ◆ 下校時は、最寄りの安全な場所（友人・こども110番の家等）に一時避難してください。（学校に近い場合や家に大人がいない場合は、学校に避難してください。） ○ 職員が地区巡視を行います。児童を学校へ避難誘導する場合があります。 													

※ 大規模地震発生の場合、原則として、何の連絡がなくても保護者や代替引取人の方にお子さんを迎えに来ていただくことが基本となります。（電話や緊急メールが不通になることが予想されます。）

※ 児童の安否確認、連絡等、必要に応じて、臨機応変に学校から各家庭へ電話（含む171災害伝言ダイヤル）や緊急メールで連絡に努めます。

※ 電話での学校への問い合わせは控えてください。電話回線が混雑し、大切な用件が伝えられなくなることが想定されます。

▼ ご家庭でも、避難場所、避難方法などをよく話し合っておいてください。